

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
財 務 大 臣 麻生 太郎 様  
厚生労働大臣 根本 匠 様  
中央社会保険医療協議会 会長 田辺 国昭 様  
中央社会保険医療協議会 委員 各位  
国会議員 各位

## 2020 年（令和 2 年）度診療報酬改定に対する要請書

下記の事項を実現していただきますよう要請します。

### 記

1. 診療報酬改定をネットでプラスとすること。本体の大幅引き上げを行うこと。
2. 薬価・特定保険医療材料の引き下げ財源は全て診療報酬本体に補填すること。
3. 加算方式によらず初診料、再診料、外来診療料を大幅に引き上げること。外来の看護職員配置を評価した点数を新設すること。
4. 入院料及び入院時食事療養・生活療養費の底上げを図ること。
5. 特定疾患療養管理料の対象疾患に認知症、婦人科の慢性疾患等、各学会から要望が寄せられている疾患を追加すること。アレルギー性鼻炎に対する舌下免疫療法に関する医学管理料を新設すること。
6. 在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料について、同一月に単一建物居住者を複数診療した場合に引き下げる取扱いを廃止すること。
7. 同一日に同一建物居住者を複数診療した場合に、在宅患者訪問診療料を引き下げる取扱いを廃止すること。1 人の患者を複数の医師が訪問診療する場合の在宅患者訪問診療料（I）の「2」の算定制限を緩和し、点数は「1」と同じにすること。
8. 処方料、処方箋料を大幅に引き上げること。入院外の患者に投薬を行う場合の調剤技術基本料を調剤報酬並みに引き上げること。
9. 投薬料の 7 種類以上の内服薬投薬を行った場合に処方料、薬剤料、処方箋料を低減する取扱いを廃止すること。
10. 分包機を設置して医師、薬剤師が内服薬を一包化した場合の技術料を新設すること。その場合、点数設定は調剤報酬と同点数とすること。また、一包化した場合は、7 種類以上の内服薬投薬を行った場合に点数を低減する取扱いから除外すること。
11. 薬物療法における処方技術を適正に評価する観点から、現行全く評価されていない注射薬剤の処方料（42 点）を新設するとともに、注射薬剤の処方箋料（68 点）を新設すること。また、皮内、皮下及び筋肉内注射、静脈内注射、点滴注射等の低すぎる注射の技術料を引き上げること。
12. 検査の診断穿刺・検体採取料、創傷処置、消炎鎮痛等処置、創傷処理、皮膚切開術等の汎用点数を引き上げること。

その他、私の意見

会 員 氏 名 \_\_\_\_\_ 医 療 機 関 名 \_\_\_\_\_  
住 所 〒 \_\_\_\_\_

京都府保険医協会宛（075-212-0707）FAX してください。